公益社団法人全国有料老人ホーム協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条及び第105条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第32条の規定に基づき、公益社団法人全国有料老人ホーム協会(以下「本協会」という。)の役員等の報酬及び退職金の基準等について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

- 第2条 役員の報酬は、次の各号のとおりとする。
- (1)役員のうち、常務理事以上の常勤理事の報酬は年額 800 万円以内とし、その他の常勤理 事の報酬は年額 600 万円以内とする。
- (2) 非常勤役員は、第三号に定める手当を除き、無給とする。
- (3) 理事及び監事が本協会の総会及び理事会に出席したときは、1日につき 20,000 円の手当を支給する。
- 2 前項第1号の金額には、給与のほか、諸手当を含むものとする。
- 3 常勤理事については通勤手当を別途支給する。
- 4 事業者理事、非事業者理事及び監事が遠隔地から、総会又は理事会に出席するにあたって 特別の経費を要する場合には本協会の役職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支 給することができる。

(報酬の決定)

- 第3条 前条第1項第1号及び第2号の役員報酬額を変更する場合は、総会の承認を得るものとする。
- 2 理事会は、前条の定めの範囲内において役員の当該年度報酬額を決定する。

(支給方法)

- 第4条 常勤理事の報酬の支払は年俸制とし、年額を毎月の分割払いとする。
- 2 常勤理事に通勤手当を支給する場合には、職員等の就業規則及び職員給与規程で定める規 定を準用する。

(事務局長職兼務の理事の報酬額)

第5条 第2条の規定に係わらず、本協会が別に定める理事の職務権限規程等に従って常勤理 事が事務局長職を兼務する場合は、理事会は、就業規則及び職員給与規程等に定める当該職 員の給与の額を参酌して報酬を決定する。

(役員の退職金)

第6条 本協会は、役員に退職金を支給しない。

(実施要領の作成)

第7条 本規程の実施に係る要領等の細則は、必要に応じ、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

附則

- 1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日(平成25年4月1日) から施行する。
- 2 本規程の改正は、平成27年6月18日から施行する。
- 3 本規程の改正は、平成29年6月15日から施行する。
- 4 本規程の改正は、2021年6月17日から施行する。